

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人日本エルピーガス供給機器工業会(英文名 JAPAN LIQUEFIED PETROLEUM GAS INSTRUMENTS MANUFACTURERS ASSOCIATION、略称「JLIA」)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、消費生活における安全性の確保を基調とするエルピーガス供給機器の品質・性能の維持向上並びにエルピーガス供給機器災害防止対策の確立を図ることにより、エルピーガス供給機器の生産、流通及び消費の改善合理化に資し、もってエルピーガス供給機器工業の健全な発展と国民生活における安全の確保に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エルピーガス供給機器の生産、流通及び消費に関する調査
- (2) エルピーガス供給機器工業の経営及び技術に関する調査
- (3) エルピーガス供給機器の品質・性能に関する規格、基準の策定及び普及施策の推進
- (4) エルピーガス供給機器に関する保安対策の確立の促進
- (5) エルピーガス供給機器の品質・性能に関する規格、基準に適合する機器に対する生産者の品質・性能保証等の措置の確立の促進
- (6) エルピーガス供給機器の品質・性能に係る苦情の解決に関する仲介及び斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(用語の意義)

第 5 条 この定款において「エルピーガス供給機器」とは、エルピーガスを燃料として生活の用に供する消費者等に設置されるエルピーガスの消費・供給設備を構成する機器及び付属する機器のうち、燃焼器具を除いたものをいう。

## 第 2 章 会 員

### (会員の資格)

第 6 条 本会の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) エルピーガス供給機器の製造事業を営むもの
- (2) エルピーガス供給機器の製造事業を営むことが確実であるもの
- (3) エルピーガス供給機器の流通及び消費に係る事業を営むもの
- (4) エルピーガス供給機器の部品及び材料の製造及び販売事業を営むもの
- (5) エルピーガス供給機器の製造に要する機械・器具の製造及び販売事業を営むもの
- (6) 第 3 号から前号までに掲げるものを主たる構成員とする団体
- (7) その他本会の事業に関連ある事業を営むもの

### (会員の種類、入会)

第 7 条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- 2 前条第 1 号及び第 2 号に掲げるものであって正会員会費を納入する者は、正会員になることができる。
- 3 前条第 2 号から第 7 号までに掲げるものであって賛助会員会費を納入する者は、賛助会員になることができる。
- 4 会員になろうとするときは、所定の書面により申込み、理事会の承認を得たのち、入会金を納入しなければならない。

### (会員の義務)

第 8 条 会員は、本会の経費を負担しなければならない。

- 2 会員が法人又は団体であるときは、本会に対する代表者（以下「会員代表者」という。）1 名及びその代理人を定めて本会に届出なければならない。会員代表者及びその代理人を変更したときも同様とする。
- 3 会員は、総会及び理事会の議決を遵守しなければならない。

### (入会金及び会費規程)

第 9 条 入会金、正会員会費及び賛助会員会費に関して必要な事項は、定款に特に定めてあるもののほか、入会金及び会費規程をもってこれを定める。

- 2 入会金及び会費規程の制定又は変更は、理事会の議決を経なければならない。ただし、入会金、正会員会費及び賛助会員会費の額その他基準的な事項については、総会の承認を得なければならない。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡、解散又は破産したときは、退会したものとみなす。

(会員の権利の停止)

第11条 会員が督促を受けても会費を納入しない等、会員の義務に違反する行為をしたときは、本会は理事会の決議により、期間を定めて当該会員の権利を停止することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条又は第12条の規定によりその資格を喪失したときは本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金は返還しない。

### 第 3 章 役員、顧問及び参与

(種 別)

第14条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上13人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長、1人を専務理事とする。

(選 任)

第15条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体の場合にあつては会員代表者。以下同じ。）のうちから選任する。

ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては5人、監事

- にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。
- 2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前条の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
  - 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選により定める。
  - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
  - 5 理事又は監事が、会員代表者でなくなったときは第1項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、当該会員から第8条第2項の規定に基づき届け出のあった会員代表者を後任の理事又は監事に選任することができる。この場合、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得るものとする。

#### (職 務)

- 第16条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
  - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務の執行を掌理する。
  - 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

#### (任 期)

- 第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前項本文の規定にかかわらず前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

#### (解 任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第2号の規定により解任しようとする場合は、第12条第2項の規定を準用する。

(報 酬)

第19条 役員には報酬を支給しない。ただし、常勤する役員には、理事会の定めるところにより、報酬を支給することができる。

(顧問及び参与)

第20条 本会に顧問2人以内及び参与2人以内を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

4 参与は、本会の事業に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

5 顧問及び参与の任期については、第17条第1項の規定を準用する。

## 第 4 章 会 議

(種 別)

第21条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(権 能)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に附議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後80日以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

#### (招 集)

第25条 総会及び理事会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の10日前までに正会員に通知しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、前項の規定を準用する。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会で定めた方法により招集することを妨げない。

4 前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の請求があった場合は会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

#### (議 長)

第26条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第24条第2項第3号の規定に基づく臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちから議長を選出する。

#### (定足数)

第27条 総会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

#### (議 決)

第28条 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会においては、第25条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 特殊な利害関係人は、定足数に算入せず、また、表決権を行使することはできない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、総会及び理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する場合は、当該構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した構成員の数及び理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 資産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し理事会の議決を得た後、毎事業年度の開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合、当該事業年度の開始の日から80日以内に総会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3 第1項の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

4 第1項の事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第35条 本会の事業報告書及び収支決算書は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経、理事会の議決を得た後、当該事業年度終了後80日以内に総会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た事業報告書及び収支決算書は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第36条 本会は、事業の遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第34条の収支予算及び前条の収支決算に計上しなければならない。

(剰余金の処分)

第37条 本会の収支決算に剰余が生じた場合は、繰り越した欠損があるときはその補填に充て、なお剰余のあるときは総会の議決を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

(借入金)

第38条 本会が借入金をしようとする場合は、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって、当該返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現任数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を得なければならない。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第41条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 本会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づいて解散をする場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を得なければならない。

(清算人、清算監査人)

第42条 本会が解散したときは、民法第68条第1項第三号の事由によるときのほか、理事が清算人となり、監事が清算監査人となる。

(残余財産の処分)

第43条 本会の解散の場合の残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の法人又は団体に寄附するものとする。

## 第7章 補 則

(部会及び委員会)

第44条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、部会及び委員会を設けることができる。

2 部会及び委員会は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は審議する。

3 その他部会及び委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

(事務局)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 その他事務局及び職員に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

(実施細則)

第46条 この定款の施行に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

付 則 (昭和55年3月24日)

1. この定款は、本会が通商産業大臣の設立の許可を受けた日（以下「許可日」という。）から実施する。
  2. 日本LPガス機器工業会の正会員又は賛助会員であって、現に、第6条第1号又は第2号に規定する資格を有し、第7条第2項又は第3項の規定により、正会員会費又は賛助会員会費を納入している者（入会金を納入している者の場合に限る。）は、同条第4項の規定により、許可日に本会の正会員又は賛助会員になったものとみなす。
  3. 本会の設立当初の理事（会長、副会長及び専務理事の場合を含む。）及び監事は、第14条第1項並びに第15条第1項本文及び第2項の規定にかかわらず、設立総会において選任された者がこれにあたり、その任期は第17条第1項本文の規定にかかわらず、許可日から、第21条第1項の規定により昭和55年に開催される定時総会において選任された者が就任するときまでの間とする。
  4. 別添「入会金及び会費規程」は、第33条第2項の規定により、許可日に制定されたものとみなす。
  5. 本会の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、許可日に始まり、昭和55年3月31日に終わるものとする。
  6. 第32条第7号の規定は、前項の規定による事業年度の期間においては、次のとおり読み替えて実施するものとする。
- 七 そ の 他
- 八 日本LPガス機器工業会から承継した資産（同工業会の事業であって、第4条第1号及び第5号の規定による事業に係る権利及び義務を含む。）

付 則（昭和56年7月18日）

1. 変更後の定款は、通商産業大臣の認可のあった日から実施し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則（昭和58年4月5日）

1. 変更後の定款は、通商産業大臣の認可のあった日から実施する。

付 則（昭和62年8月18日）

1. この定款の改正規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

付 則（平成13年12月28日）

1. この定款の改正規定は、経済産業大臣の認可のあった日から施行する。